

新潟県条例第25号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項（以下「移動別表細目項」という。）を当該移動別表細目項に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5) 福祉保健部関係		(5) 福祉保健部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
		4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項の規定による自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第1号に規定する育成医療に係るものに限る。）の支給認定	栗島浦村
<u>4</u> (略)	(略)	<u>5</u> (略)	(略)
<u>5</u> (略)	(略)	<u>5の2</u> (略)	(略)
(略)		(略)	
(6)～(9) (略)		(6)～(9) (略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。